

業務指示書

ミャンマー国イネ保証種子流通促進プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとし、

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年7月26日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年7月31日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります。）。)

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：種子増殖及び農業普及に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／官民連携）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：官民連携
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 生産物審査／圃場審査】

- 1) 類似業務の経験：生産物審査／圃場審査
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 普及実務／認証システム改善】

- 1) 類似業務の経験：普及実務／認証システム改善
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年8月14日 12時
 - (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限り。）
 - (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
 - (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
- 注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MMK1 = 0.083430 円, US\$1 = 112.185 円, EUR1 = 127.430 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 8月17日(木) 15:00 ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／官民連携
生産物審査／圃場審査
普及実務／認証システム改善

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

108.50 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年8月28日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理(調達管理を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ミャンマー国イネ保証種子流通促進プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/官民連携	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 生産物審査/圃場審査	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 普及実務/認証システム改善	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

ミャンマーの農業セクターは、GDPの27.9%（2014年度、ミャンマー計画・財務省）を占める重要セクターである。中でも米は全作付面積の34%（2014年度、農業畜産灌漑省）で生産される重要な穀物であるが、ミャンマーの稲作は、生産性及び品質¹に課題がある。生産性は全国平均3.9t/ha（籾単収、2014年、FAOSTAT）、精米歩合は全国平均64%（2014年度、USDA）と周辺国と比しても改善の余地が大きい²。

生産性、品質の双方を向上させる取り組みの一つとして優良種子の利用が挙げられる。優良種子は、生産性向上、登熟時期の均一化、赤米減少等により、完全米³の大量生産を可能とする。ミャンマー政府は、イネ優良種子の増殖普及を行い品質の保証された「保証種子」（Certified Seed。以下、「CS」という。）を供給する体制を構築しており、JICAは技術協力「農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト」（2011年8月～2017年3月、以下「先行プロジェクト」という。）で同体制の強化を支援している⁴。

しかし、ミャンマーにおける「品質の保証されたCS」の供給量は、いまだに需要量の1～2%程度と推計される⁵。「品質の保証されたCS」の供給増加のためには、農家から籾米の買い取りを行う精米業者を巻き込んだCSの価値向上のための官民連携の促進、技術指導・圃場審査を担う普及員の能力強化、政府の生産物審査⁶プロセスの迅速化、CSを購入する一般農家への啓発活動が求められる。これら取り組みを通じて、先行プロジェクトでモデル的に実現したCS生産方法を広域展開する必要がある。その際には、CS生産フローの最上流部に位置付けられる育種家種子（Breeder's Seed。以下「BS」という。）の遺伝的純度がCSの品質に大きな影響を与えるため、BSの遺伝的純度のモニタリングも求められる。

2016年3月に発足した国民民主連盟（NLD）が主導する新政権の下、農業畜産灌漑省は、「作物セクター第二次五カ年計画」（2016年～2020年）を策定し、種子産業の育成を6つの使命の一つに据えている。また、「ミャンマー米セクター開発戦略（2015年）」では、イネ優良種子の供給を主要な施策とし、CS認証を通じてCSの品質を担保する政府の役割が明確化された。「イネ保証種子流通促進プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）は、これらのミャンマー政府の政策を推進するものである。

JICAは、先行プロジェクトにおいて、BS、原原種（Foundation Seed。以下、「FS」という。）、原種（Registered Seed。以下「RS」という。）、CSといった種子生産の

¹ 消費市場における品質は、食味等を含むが、ここでは農家の庭先段階で評価される赤米混入度合い等、精米歩合に影響を与える特徴を品質と捉え、精米歩合の向上を品質の向上と位置付ける。

² 生産性（t/ha）は、日本6.7、ベトナム5.8、タイ3.0（2014年度、FAOSTAT）。精米歩合（%）は、日本72.8、タイ66.0、ベトナム62.5（2014年度、USDA）。

³ 外見（色・形）から登熟していると判断され胴割れ等の形質上の被害を受けてない米粒のこと。

⁴ プロジェクト開始前は、品質確認を経ずに質の低いCSが流通し体制が形骸化している状況であったが、プロジェクトの結果、品質確認を経て質の保証されたCSを供給することに成功した。

⁵ 生産物審査件数から推計。2015年度生産物審査通過件数は、ヤンゴン533件、マンダレー782件。審査検体1件当たり生産量平均1エーカーと仮定。

⁶ 生産物審査とは、生産された種子が生産物審査の基準（発芽率等）を満たしているかを審査する手続きのこと。

各段階において、政府種子圃場職員及びパイロットサイトの種子生産農家を対象に、種子生産技術の強化を実施した⁷。また、技術協力「バゴー地域西部灌漑農業収益向上プロジェクト」(2016年～2021年)で、優良種子の利用促進活動を実施中である。さらに、協力準備調査「農業所得向上事業準備調査」(2016年～2017年)で、サガイン地域シュエポー郡において生産・流通インフラの整備を行う円借款事業を準備している。

関連分野における他ドナーの支援動向として、FAO がイネ種子政策の立案を支援し(2016年)、国際イネ研究所(IRRI)は「ミャンマー米セクター開発戦略」の策定支援を実施している(2015年)。ADBは、サガイン地域シュエポー郡を含む中央乾燥地において、イネ・豆等の優良種子の増殖体制強化と、同生産物をEUをはじめとする輸出市場につなげる借款事業を準備中であるが(2018年以降予定)、いずれも本プロジェクトとの重複はない。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

イネ保証種子流通促進プロジェクト

(2) 上位目標

対象地域において米の生産性及び品質が改善される。

(スーパーゴール：市場志向型の米生産が促進される。)

(3) プロジェクト目標

対象地域におけるCS流通量が増大する。

(4) 期待される成果

- 1) CSの生産・活用促進のための官民連携の強化
- 2) CS圃場審査・生産技術普及を担う普及員及び種子圃場職員の能力強化
- 3) CS生産物審査の効率性向上
- 4) CS需要増加のための啓発強化

(5) 活動の概要

- 1-1. 品種別の種子需給量・価格の最新動向をモニターする仕組みを構築する。
- 1-2. 地方レベルのRS、CS生産に係る協議会(種子生産者、農業局、精米業者、その他関係者)を開催する。
- 1-3. 国レベルのBS、FS、RS、CS生産に係る協議会(種子生産者、農業局、農業研究局、ミャンマー米協会、その他関係者)を開催する。
- 1-4. CS利用米の精米歩合向上及びマーケティングに係る実証活動を実施する。
- 1-5. ベースラインサーベイ及びエンドラインサーベイを実施し、目標値を設定し、モニターする。

⁷ 基種であるBSを4回繰り返し増殖させるもの。種子増殖の段階ごとに、①BSの再生産、②BSからFSの生産、③FSからRSの生産、④RSからCSの生産の4段階がある。政府はBS、FS、RSの生産と、CS生産農家への技術普及ならびにCSの圃場審査・生産物審査を行う。

- 1-6. 必要に応じて PDM 変更に向けた見直し、改定案の提案、関係者との調整を行う。
- 2-1. 効率的な CS 認証促進のため、CS 認証を取得していない種子生産者を把握する。
- 2-2. BS、FS、RS の圃場審査・生産活動の実施状況をモニターし、必要に応じて関係者の能力を強化する。
- 2-3. 圃場審査の方法、CS タグのデザイン及び種子パッケージを改善する。
- 2-4. 普及員に対し、CS 圃場審査及び種子生産に係る普及実務に係る研修を実施する。
- 2-5. 普及員を通じて生産物審査の結果を種子生産者にフィードバックする。
- 2-6. 生産物審査、圃場審査を改善するための、種子生産者、シードラボ(生産物審査を行う実験室)、普及員間でのフィードバック会合を行う。
- 2-7. CS 圃場審査及び種子生産に係る普及活動をモニターする。
- 2-8. 種子生産者に対して、JICA ツーステップローンを含む資金借入を円滑化するための助言を行う。
- 3-1. 時間短縮及び農家の利便性向上のため、生産物審査の技術面及び運営面の改善点を確認する。
- 3-2. 生産物審査の手続きを変更(簡略化)する。
- 3-3. マンダレー、ヤンゴン、パテイン、モニワのシードラボを対象に、ラボ職員に対する実務研修を実施する。
- 3-4. 生産物審査、圃場審査を改善するための、種子生産者、シードラボ、普及員間でのフィードバック会合を行う。(活動2-6再掲)
- 3-5. ヤンゴン・マンダレーのシードラボと地域レベルのシードラボで同一母集団のサンプルの検査結果を突合せ、審査の質を確認する仕組みを導入する。
- 4-1. CS の効果を展示するための実証圃場を設置する。
- 4-2. CS の利点や米の品質基準について一般農家、精米業者、仲介人、米商人、NGO、その他関係者の啓発を行う。
- 4-3. 現在の種子取引の有り方を見直し、農家にとって CS を入手しやすくする取引の在り方を検討する。

(6) 対象地域

- ・エーヤワディー地域(6郡26タウンシップ、潜在的CS生産面積4,800ヘクタール、コメ生産量全国1位の地域であるため選定)
- ・サガイン地域シュエポー郡(7タウンシップ、サガイン地域全体の潜在的CS生産面積は2,800ヘクタール、自然環境面で種子生産に適した上ビルマに位置しており、かつ全国で認知度の高いブランド米「シュエポーパウサン」の生産地であり旺盛な種子需要が期待できるため選定。準備中の借款事業(「農業所得向上事業」との相乗効果を期待している。)

(7) 関係官庁・機関

- ・農業畜産灌漑省 (MOALI) 農業局 (DOA) 普及課 (成果 1 官民連携、成果 2 採種農家への技術普及と圃場審査、成果 4 一般農家への啓発活動を担当)
- ・DOA 種子課シードラボ (成果 3 生産物審査の効率化を担当)
- ・種子生産圃場 (成果 1 官民連携で選定された RS 品種の増殖、成果 2 技術普及における技術的リソースとして関与)

3. 業務の目的

本業務は、エーヤワディー地域及びサガイン地域シュエポー郡において、CS の生産・活用促進のための官民連携の強化、CS 圃場審査・生産技術普及を担う普及員及び種子圃場職員の能力強化、CS 生産物審査の効率性向上、CS 需要喚起のための啓発活動により、対象地域における CS 流通量の増大を図り、もって対象地域における米の生産性向上及び品質向上に寄与するものである。

4. 業務の範囲

本業務は、JICA が 2017 年 6 月 22 日にミャンマー政府農業畜産灌漑省と締結した R/D (Record of Discussions) に基づいて実施される「イネ保証種子流通促進プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置 (先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等) を取ることとする。

(2) プロジェクト運営体制

本プロジェクトの実施機関は MOALI 傘下の DOA 普及課、DOA 種子課種子圃場及びシードラボとなるが、本プロジェクトは、種子生産を行う民間企業、精米業者との連携が求められるため、合同調整委員会 (Joint Coordination Committee、以下「JCC」という。) では、ミャンマー米協会 (MRF) や商業省をメンバーとし、連携体制を構築する必要がある。また、BS、FS の生産を行う農業研究局 (DAR) との連携も求められる。これら関係機関を適切に関与させたプロジェクトの実施体制を構築していく必要がある。

また、本プロジェクトの提案 (特に制度面) の実現や普及事業の恒常化に関しては、DOA の強いイニシアチブが不可欠であることから、合同調整委員会議長である DOA 局長等の幹部に対して、頻繁にプロジェクトの進捗状況を報告し、同省幹部の関与を確保する必要がある。

(3) C/P のオーナーシップの確保

本業務は、成果品となる研修教材等を作成することもさることながら、業務実施のプロセスにおいて如何に C/P の能力を向上させるかが最も重要である。

コンサルタントは、ミャンマー国側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。

(4) プロジェクト開始初期の共通認識の醸成

上記オーナーシップの確保及び円滑な業務の実施にあたっては、プロジェクト開始初期からコンサルタントと C/P 等関係者が、プロジェクトの目指す目標、それを達成するための技術移転のプロセス及び内容、ミャンマー政府の政策における本プロジェクトの位置付け、PDM 及び PO を活用したプロジェクト管理手法 (PCM) などについて、共通認識を持つことが重要である。このため、コンサルタントは、プロジェクト開始当初及び実施中の適切なタイミングで関係者を集めて協議を行い、特にプロジェクト終了時の達成目標である「イネ保証種子の流通促進」につき、共通認識の醸成に努めることとする。

(5) 本プロジェクトの性格

先行プロジェクトでは、種子増殖プロセスにおいて品質を確保するための技術的な研修パッケージを整理した。本プロジェクトでは、同技術パッケージを活用し、主にミャンマー政府側による技術普及をモニターしつつ、CS の流通を面的に拡大していくために、生産技術だけでは対処しきれない部局間の連携の問題、市場関係者との連携の問題、マーケティングの問題などの課題に対処するものである。

本業務を実施するにあたっては、種子増殖の技術面での確かな専門性を土台にしつつも、関係者間のコーディネーションや各関係者の意思決定に働きかけるための高いマネジメント力が必要とされる。

また、特定のパイロット村を選定して集中的な取り組みを行うのではなく、普及員を活用した面的なインパクトのある取り組みを行う。

(6) 円借款との連携

サガイン地域で準備中の円借款「農業所得向上事業 (2017 年～2024 年予定)」においては、展示圃場での CS の活用 (展示圃場に種子等を提供するための予算配賦)、種子センターの設置 (施設建設・機材調達) など、優良種子の流通促進を行うための取り組みも行う。しかし、上記円借款の実施促進コンサルタントは、技術面での支援は原則として行わないため、本業務を受注するコンサルタントは、借款事業の取り組みも含めて、優良種子の流通促進に向けた JICA 支援の全体像を把握した上で業務を行うことが求められる。

(7) 円借款で設置する種子センターへの支援

上記円借款「農業所得向上事業」の営農技術普及コンポーネントでは、種子センターの設置により、種子生産圃場で収穫された種子をふるいにかけて選別し、均一な種子をより多く供給する。一方、本プロジェクトでは種子生産農家の生産技術の改善や

DOA の種子認証技術等を改善することで、種子の生産段階で純度を高め、収穫後にふるいにかけて選別した際の歩留まりを高める。これら両案件が連携して、品質の保証された優良種子の供給を増大させることを想定している。

本プロジェクトのコンサルタントが、種子センターの設置個所の選定、運営を委託する際の契約内容の整理、運営委託先の入札、運営指導等の支援を行い、円借款「農業所得向上事業」実施促進コンサルタントは、センターの測量・設計・調達・施工監理・初期操作指導等の実施または実施監理を担う。

本プロジェクトで種子センターの支援を行うことは、上記円借款にかかるミャンマー政府との交渉で合意済みであるが、本プロジェクトのプロジェクトドキュメントへの反映が未了であることから、Monitoring Sheet No. 1において、これを反映することとする。

(8) Seed Growers Association との関係

DOA の主導で、2016 年から Seed Growers Association の設立が開始されたが、現時点では活動実態が無い「名簿」に過ぎない可能性もあり、いまだ経済的な実態が明確でないことから、現時点では PDM に位置付けていない。しかしながら、プロジェクトを通じて Seed Growers Association を母体として種子生産農家の組織化を進めることは一つの有力なアプローチとなりうることから、現実性に留意しつつプロジェクト期間中を通じて支援の是非を継続検討する。

(9) イネ種子以外の作物の種子増殖に対するフィードバック

本プロジェクトで扱うのはイネ種子である。しかし、DOA はイネ以外の作物（豆類など）の種子増殖にも強い関心を有している。本プロジェクトで行うプロジェクト関係者の能力強化は、イネ以外の作物の認証時にも活かされると考えられることから、プロジェクト活動を通じて得られる教訓は、Project Monitoring Sheet に「他作物への教訓」の項目を設け、プロジェクトのモニタリングの機会を捉えてミャンマーと共有する。

(10) 短期専門家について

短期専門家のニーズはプロジェクト開始後に明らかになることがあるため、現時点ではプロポーザルに含めず、実施の段階（例えば、ワーク・プランの最終化段階など）で、必要に応じて契約変更を行い追加投入を行うこととする。

6. 業務の内容

(1) ワーク・プランの作成・協議

本プロジェクトの詳細計画策定調査報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プランに取りまとめる。

このワーク・プランをもとに、ミャンマー側政府関係者、対象地域関係者等と協議、意見交換を行い、プロジェクトの全体像を共有する。Monitoring Sheet Version 1 を先方政府と作成し、JICA へ提出する。

(2) プロジェクト実施体制及び運営管理体制の構築

C/P 等ミャンマー側関係者と共に、プロジェクト実施の主体となる JCC 及び C/P

会議メンバーの役割、体制を R/D に準じて再度確認し、プロジェクト実施体制及び運営管理体制を構築する。

(3) ベースライン調査の実施

本プロジェクト開始直後にベースライン調査を行う。調査は、レポートの取りまとめも含めて、原則として 2017 年 11 月～2018 年 1 月の 3 か月以内に完了することを目途とするが、例えば成果 3 の指標 2 のように収穫期でないとデータ収集ができず、且つ既存統計情報が存在しない項目は、ベースライン調査の全体報告書案のとりまとめスケジュールと切り離すことを認める。その場合、全体報告書案を 2018 年 1 月までに取りまとめつつ、不足するデータは、収集次第報告書に追記し、最終化する進め方をとる。

ベースライン調査では、活動の詳細を検討するために必要となる情報及び PDM の指標のベースライン値の設定を行う。特に CS の流通(種子生産農家による販売状況、流通チャネル、一般農家による購入状況等)については、統計情報が存在しないため、例えば生産物審査ラボから、認証を行ったタウンシップ普及員・生産者の情報を聞き出し、統計的に有意な分析を行える件数のサンプル抽出を行い、普及員・生産者へのヒアリングを行う等の手法を通じて、一次情報の収集を行う(情報収集の方法はプロポーザルにて提案すること)。

なお、目標値については、プロジェクト開始 1 年後を目途に設定し、JCC で合意を得ることとする。

ベースライン調査の詳細な項目についてはプロポーザルで提案すること。本調査については、現地再委託を認める。

(4) ワーク・プランの合意(ベースライン調査実施後)

上記の活動の結果を踏まえ、再度プロジェクトの実施方法等を見直して具体化し、現地政府関係者、対象地域関係者等と協議、意見交換した上で、ワーク・プランとして合意する。

なお、評価指標を含めた PDM を作成した上で、Monitoring Sheet version 2 に反映し、関係者と合意を行う。

(5) 成果 1 に関する活動

1) 品種別の種子需給量・価格の最新動向をモニターする仕組みを構築する。

現状では、種子の増殖計画は主に種子生産者のニーズ(自家採取用の種子生産を主目的とする種子生産者を含む)を集計する形で決定されており、必ずしも飯米市場のニーズを十分に踏まえた生産を行っているわけではない。このため、ミャンマー政府の種子増殖計画を立案する工程・システムに、飯米市場の需給動向、価格動向をモニターするプロセスを組み入れる。このシステムを通じて提供される情報は、次の活動である協議会で意思決定を行う際の基礎情報として活用されることを想定する。

2) 地方レベルの RS、CS 生産に係る協議会(種子生産者、農業局、精米業者、その他関係者)を開催する。

例年 1 月頃に DOA が開催する地方レベルの RS、CS 生産に係る協議会では、従来精米業者等の市場関係者の参画が無かったことから、これら市場関係者を参画させる形で協議会を開催する。その際、上記需給・価格動向情報を踏まえた議論が促進され

るように支援する。

3) 国レベルの BS、FS、RS、CS 生産に係る協議会（種子生産者、DOA、DAR、MRF、その他関係者）を開催する。

例年 3 月頃に開催される、中央レベルの BS、FS、RS、CS 生産に係る協議会において、市場関係者のニーズも踏まえた各地の生産計画を統合しつつ、中央レベルにおいてもミャンマー米協会等の市場関係者の参画を得て、飯米市場での需給・価格動向を踏まえた議論が促進されるように支援する。

4) CS を利用して生産された粳の精米歩合向上及びマーケティングに係る実証活動を実施する。

CS を利用して生産された粳と、CS ではない種子を利用して生産された粳の精米歩合を比較するデモンストレーションを行う。特に 1 年目は、CS を利用して生産された粳をシュエポー郡で入手できない可能性があることから、エーヤワディー地域のみで実施する場合も想定する。

また、CS から生産された飯米を、CS ではない種子から生産された飯米とは異なる商品として差別化し、飯米市場で付加価値を付けて販売していく実証活動を実施する。例えば、精米業者の協力を得て精米業者が都市部に有する米の直売店において、CS 米と非 CS 米の比較対照販売のマーケティング活動を行うなどが考えられる。

(6) 成果 2 に関する活動

1) 効率的な CS 認証促進のため、CS 認証を取得していない種子生産者を把握する。

種子生産者として、種子生産農家と民間企業が想定されるが、DOA 等を通じて対象地域において量的に重要な種子生産者を把握し、CS 認証を取得している種子生産者、取得していない種子生産者へのヒアリングを行い、CS 認証取得を促進するための効果的な介入の在り方について検討する。

2) BS、FS、RS の圃場審査・生産活動の実施状況をモニターし、必要に応じて関係者の能力を強化する。

種子増殖フローの上流段階にあたる BS、FS、RS の圃場審査・生産活動は、CS の質の維持にとって重要となるが、先行プロジェクトによって先方政府に一定の能力が備わっているとの前提に立ち、これらの種子を対象とする生産技術向上等の支援は想定せず定期的な実地モニタリングのみ行うが、必要に応じて、実地モニタリングに付随して可能な範囲で技術的助言を行う。本格的な技術指導が求められるような状況となった場合には、対応方法につき JICA と協議を行う。

3) 圃場審査の方法、CS タグのデザイン及び種子パッケージを改善する。

限られた普及員の人員で、審査の質を落とすことなく、審査面積を拡大していくために、現状の審査方法を把握し、必要に応じて見直しの提案を行う。また、CS 認証を示すタグの記入項目に手書きの項目が多く、記入するだけでも時間がかかり、CS タグ発行の量的な拡大に対応できなくなることも想定し、タグのデザインや様式についても、必要に応じて見直しの提案を行う。さらに、CS のパッケージについても、認証を偽った偽物の CS が流通しないような工夫が現在行われていないことから、偽物の流通による種子認証の信頼失墜を未然に防ぐためのパッケージの改善を検討す

る。これらの事項について、ミャンマー政府内で見直しに向けた議論が進むように関係者との連絡調整を行うが、制度・運用の見直しは、2019年度以内に完了するスケジュールで業務を行い、プロジェクトの後半で、見直し後の制度・運用の定着を行うことができるようにする。

4) 普及員に対し、CS 圃場審査及び種子生産に係る普及実務に係る研修を実施する。

対象地域の普及員に対して、先行プロジェクトの技術パッケージを活用した圃場審査及び種子生産の普及実務に係る研修を実施する。先行プロジェクトでは、日本人専門家が農家に対して指導することを C/P の普及員に見せる OJT タイプの指導も行ったが、本プロジェクトでは、既に先行プロジェクトで育成された C/P がエーヤワディー地域にいることから、こうした人材をリソースパーソンとして活用する研修を行う。本プロジェクトで新たに対象地に加わるシュエポー郡については、エーヤワディー地域との技術交換等も検討する。

なお、2020年度までは、予算面も含めて研修会の開催等の活動をコンサルタントがリードする想定であるのに対し、2021年度ならびに2022年度は、予算面も含めて C/P が研修実施の主体となり、これをコンサルタントがモニターする立場になることを念頭に業務を行う。

5) 普及員を通じて生産物審査の結果を種子生産者にフィードバックする。

現状、生産物審査の結果は、シードラボから普及員を通じて合否のみ種子生産者にフィードバックされ、なぜ不合格になったのかという情報が種子生産者にフィードバックされにくい運用になっている。生産者として翌年度の生産改善につなげるために、合否のフィードバックの際に、どの項目がどの程度の数値であったのか、改善するためにはどのような対策を行うべきなのかというフィードバックを、普及員が種子生産者に対して行えるように、シードラボ、普及員、種子生産者の間のコミュニケーションのあり方を改善する。

6) 生産物審査、圃場審査を改善するための、種子生産者、シードラボ、普及員間でのフィードバック会合を行う。

生産物審査、圃場審査のプロセスについて、種子生産者、シードラボ、普及員間で相互に改善点を話し合い、お互いの事情を理解しつつ改善策を検討する会議を定期的で開催し、関係者間で議論が促進されるよう支援する。

7) 種子生産者に対して、JICA ツーステップローンを含む資金借入を円滑化するための助言を行う。

種子流通を阻害する要因として、種子生産者の資本力不足で種子を販売最適期（次期作付の播種期）まで保管できず、収穫後に種子ではなく飯米として販売し現金化してしまう問題、適当な倉庫に投資することができず生産した種子の保管ができない、または不適切な方法で播種期まで保管した結果種子の品質を劣化させてしまう問題が生じている。これらの諸問題に対しては、個々の種子生産者が投資を行えるように資本へのアクセスを改善することが有効であることから、JICA ツーステップローンを含めて、種子生産者の資金借り入れを円滑化するための助言を行う。資金借り入れのモデルとして、2019年3月までに少なくとも数件程度の借入事例を形成する。

8) 種子センター

種子センターについて、C/P である DOA 種子課（地方事務所だけでなく、本省の種子課を含む）と緊密な連絡調整を行いつつ、センターの設置個所の選定、運営委託する際の契約内容の整理、運営委託先の入札、運営指導等の支援を行う。

（7）成果3に関する活動

1) 生産物審査に所要する時間を短縮し、農家の利便性を向上するため、生産物審査の技術面及び運営面の改善点を確認する。

生産物審査の運用状況を確認し、定量的にパフォーマンスを可視化しつつ、技術面・運営面の改善点を確認する。

2) 生産物審査の手続きを変更する。

上記（7）1）で確認した改善点を実行に移すために、C/P による関係者との連絡調整を促し、必要に応じて手続きを変更するよう関係者間の調整を行う。

3) マンダレー、ヤンゴン、パテイン、モニワのシードラボを対象に、ラボ職員に対する実務研修を実施する。

上記手続きの変更を踏まえて、新しい手続きの下、ラボ職員への実務研修を実施する。

4) ヤンゴン・マンダレーのシードラボと地域レベルのシードラボで、同一母集団の種子サンプルの検査結果を突合させ、審査の質を確認する仕組みを導入する。

現状では、生産物審査を行うシードラボは、ヤンゴンとマンダレーの二か所に所在するが、現在各地域・州レベルに一つずつ地域レベルのシードラボを設置する動きがある。これにより、生産物審査の質が劣化したり不均一になることが懸念されることから、ヤンゴン・マンダレーのラボと地域レベルのラボで、同一母集団の種子サンプルの検査結果を突合させ、審査の質を確認する仕組みを導入する。

（8）成果4に関する活動

1) CS の効果を展示するための実証圃場を設置する。

CS の効果を展示するための実証圃場を設置する。実証圃場は農家の圃場とし、農家の協力を得て、農家自身が CS を利用した飯米を生産する。圃場には旗等の印をつけることで周辺の農家の注目を集めるように工夫し、実証圃場内における CS から生産された稲が、生育段階を通じて均一性を保つことを目に見える形でアピールする。

2) CS の利点や米の品質基準について一般農家、精米業者、仲介人、米商人、NGO、その他関係者の啓発を行う。

CS の利点や米の品質基準について、現地向け広報活動や精米デモンストレーション（活動 1-4）などを通じて、一般農家、精米業者、仲介人、米商人、NGO、その他関係者の啓発を行い、CS の需要を増大させ、需要面から CS の流通を促す。

3) 現在の種子取引の有り方を見直し、農家にとって CS を入手しやすくする取引の在り方を検討する。

現在の種子取引は主に農家間の相対取引であるが、地域を跨いだ広域流通の先進事

例も現れ始めており、民間企業による種子ビジネスへの参入も見られる。民間企業を含む種子生産者と種子需要者をつなぐ取引の有り方についてレビューし、農家にとってCSを入手しやすくする取引の在り方を検討する。

(9) エンドライン調査の実施

本プロジェクトの終了6か月前を目途にエンドライン調査を行い、2021年度雨季作の結果までのデータを収集し、ベースライン調査時からの変化を整理・分析する。なお、本調査については再委託を認める。

(10) プロジェクト業務完了報告書の作成

契約全期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務完了報告書として取りまとめる。

【以下、全契約期間を通じての業務】

(11) JICAによるモニタリングへの協力

JICAによるモニタリングの実施に際して、資料の整理・提供及び関係者との連絡・調整などを行う。また、半年に一度、先方実施機関と共同でモニタリングシートを作成の上、JICAに提出し、協議を行う。また、随時、必要に応じてPDM変更に向けた見直し、改定案の提案、関係者との調整を行う。

(12) 機材調達

1) 先行プロジェクトで調達した車両2台をDOAが本プロジェクト向けに提供し、エーヤワディー地域で活用することを予定している。シュエボー郡での活動を行う上で、JICAが新規に1台の車両調達を行う。

2) 種子調整機3台をエーヤワディー地域向けにコンサルタントが調達する。種子調整機は、先行プロジェクトで調達した機材と同水準のものとし、同プロジェクトで種子調整機を配置しなかったエーヤワディー地域内の残り3郡に対して配備する。なお、設置場所の選定に際しては、タウンシップ単位でプロポーザルを提出させ、意欲の高い地域を選定する等の工夫を行う。

3) 生産物審査のためのラボ機材については、コンサルタントが現状の生産物審査の水準を維持するために必要なものをヤンゴン、マンダレー、パテイン、モニワのラボに対して供与する。現状の生産物審査の水準以上の機材や、現状のインフラ（不安定な電力供給など）で対応できない機材、民間ラボ向けの機材などは対象外とする。

4) 本プロジェクトの実施に必要と判断される事業用物品の調達方法等については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月版）」に準じて対応する。プロポーザルに①機材名、②必要数、③仕様、④参考銘柄、⑤現地調達の可否、⑥見積価格、⑦必要と判断される理由、⑧用途、⑨その他を記載し、見積もりを提出すること。最終的に調達が必要と判断される機材については、ワーク・プラン又は事業進捗報告書に上記①～⑨を記載し、JICAの指示に基づき、コンサルタントが調達する。

5) 事業用物品については、機材調達後、取得年月日、購入機材名、仕様・規格、数量、金額（通貨名を明記、外貨の場合は円額も記載）、購入先（販売元）を整理・記録し、コンサルタントが適切な監理を行う。加えて、プロジェクト終了時に JICA と協議の上、先方実施機関に引き渡すものと JICA で保管するものとに区分し、必要な手続きを行う。

(13) 研修

1) コンサルタントは本邦研修または第三国研修実施業務を行う。研修の具体的な内容、日程、参加者等は、プロジェクト開始後にミャンマー側関係者及び JICA と協議の上決定するが、本邦研修を行う場合には、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月版）」に準じて実施する。現時点の想定は以下の通り。本邦研修 2 回（実務レベル 10 名×2 週間×2 回）、タイへの第三国研修 3 回（実務レベル 10 名×2 週間×3 回）。

2) また、コンサルタントは、ミャンマー国内先進地での研修についてもミャンマー側関係者及び JICA と協議の上、企画・実施する。現時点の想定として、実務レベル 10 名×1 週間×2 回（案件開始当初の 2017 年度中にエーヤワディーからシュエポーへ 1 回、シュエポーからエーヤワディーへ 1 回の計 2 回）。

3) コンサルタントは、プロジェクト全体目的に資する効果的な研修内容を想定し、プロポーザルに記載するとともに、上記ガイドラインを通じて必要経費を本見積もりに含めること。

(14) 広報

現地向け広報を活動 4-3 で実施しつつ、日本向け広報として和文のウェブサイトの更新を最低限四半期に一回のペースで実施する。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、プロジェクト事業完了報告書とし、それぞれ (2) の技術協力成果品を添付するものとする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 日以内	和文：3 部
Monitoring Sheet No.1 (案件開始時)	2017 年 11 月	英文：20 部 (うち、先方へ 15 部)
ワーク・プラン (ベースライン調査実施後)	2018 年 4 月	英文：20 部 (うち、先方へ 15 部)
Monitoring Sheet No.2 (2017 年 10 月～2018 年 3 月)	2018 年 4 月	英文：20 部 (うち、先方へ 15 部)

Monitoring Sheet No.3 (2018年4月～2018年9月)	2018年10月	英文：20部（うち、先方へ15部）
Monitoring Sheet No.4 (2018年10月～2019年3月)	2019年4月	英文：20部（うち、先方へ15部）
Monitoring Sheet No.5 (2019年4月～2019年9月)	2019年10月	英文：20部（うち、先方へ15部）
Monitoring Sheet No.6 (2019年10月～2020年3月)	2020年4月	英文：20部（うち、先方へ15部）
Monitoring Sheet No.7 (2020年4月～2020年9月)	2020年10月	英文：20部（うち、先方へ15部）
Monitoring Sheet No.8 (2020年10月～2021年3月)	2021年4月	英文：20部（うち、先方へ15部）
Monitoring Sheet No.9 (2021年3月～2021年8月)	2021年9月	英文：20部（うち、先方へ15部）
Monitoring Sheet No.10 (2021年9月～2022年2月)	2022年3月	英文：20部（うち、先方へ15部）
Monitoring Sheet No.11 (2022年3月～2022年8月)	2022年9月	英文：20部（うち、先方へ15部）
Monitoring Sheet No.12 (2022年9月～2023年2月)	2023年3月	英文：20部（うち、先方へ15部）
プロジェクト業務完了報告書	2023年3月	英文：20部（うち、先方へ15部） 和文3部 CD-R（英文・和文）：2部

プロジェクト業務完了報告書は製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ) プロジェクト完了報告書記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）

- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) プロジェクト目標の達成度（モニタリング結果の概要等）
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画（進捗報告書のみ）

添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- ①PDM（最新版、変遷経緯）
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画(WBS等を活用)
- ④専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤研修員受入れ実績
- ⑥供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- ⑦合同調整委員会議事録等
- ⑧その他活動実績

注) d)、e) 及び⑥の引渡しリストは完了報告書のみ記載

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次の Monitoring Sheet／プロジェクト完了報告書に添付して提出することとする。

- ア ベースライン調査報告書
- イ エンドライン調査報告書

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS
- エ 業務フローチャート

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

2017年10月～2023年3月

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

全体 約155.0M/M

（2）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、合意済のR/Dの範囲内で適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

ア 総括/官民連携（2号）

イ 生産物審査/圃場審査（3号）

ウ 普及実務/認証システム改善（3号）

エ 業務調整/市場育成

オ 種子センター

なお、コンサルタント不在期間中のプロジェクトとしての連続性を確保するため、現地要員を可能な限り事業期間を通して継続的に活用する。また、同一分野を複数名の専門家で担当する場合は、派遣の回数や期間を工夫し、事業効果の発現と共に効率性に特に留意すること。

3. 対象国の便宜供与

ヤンゴンのDOA種子課施設内に事務所スペースが提供される。また、先行プロジェクトで調達した2台の車両が提供される。

4. 参考資料

【公開資料】

・ミャンマー連邦共和国 イネ保証種子流通促進プロジェクト詳細計画策定調査報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030429.html>)

・ミャンマー連邦共和国 農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト終了時評価報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000027502.html>)

【貸与資料】

農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム 担当：三木（03-5226-8445）にて、以下資料を貸与している。

・農業所得向上事業準備調査種子センター該当部分

・R/D（2017年6月22日署名）

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

なお、現地再委託に当っては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

(1) エンドライン調査

(2) ベースライン調査

6. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所、在ミャンマー日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上